



福 山

反

中須

中須

中須

〔業務委託/最低制限価格〕

入札条件及び注意事項

1 入札方式

電子入札システム（以下「システム」という。）を使用して入札を行うこと。（事務取扱は、府中市電子入札実施要領（以下「要領」という。）による。）

ただし、要領第4条第2項の規定に該当する場合は、同条項の定めに従い承認を得て、書面による入札を行うことができる。

2 入札保証金

免除する。

3 契約保証金

（1）契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（2）契約の保証を必要としない場合

契約者が過去2年間に市、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認める場合は、予定価格が300万円未満の業務について免除する。

4 入札書の提出方法

（1）指定した入札書受付期間に電子入札システムを使用して3桁のくじ番号を記載した入札書を提出すること。

要領で定める手続により書面参加に変更した者は、指定した入札書受付期間に代表者印（届出済代理人の場合は受任者印）を押印し、3桁のくじ番号を記載（くじ番号の記載のない場合は「001」と記載されたものとする。）した入札書を、次の事項を記載した封筒に封入して監理課へ持参のうえ提出すること。

- ① 提出者の商号又は名称
- ② 入札書が在中している旨
- ③ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

5 業務費内訳書

（1）原則として、すべての競争入札において入札時に業務費内訳書の提出を求める。

（2）業務費内訳書の提出を必要としない場合は、入札公告又は指名通知書によって周知する。

（3）内容及び様式

- ① 記載事項
 - ・ 入札者の商号又は名称
 - ・ 代表者名（支店の場合は支店長名等）
 - ・ 業務名
 - ・ 業務費の内訳

② 業務費の内訳の記載について

業務費の内訳は、配布した当該業務に係る仕様書の本業務費内訳書のうち、下記の項目に対応するものの単位、数量及び金額を表示したものとする。

(仕様書の業務費内訳書に記載してもかまわない。)

<土木関係、その他>

業務費内訳書：項目、工種、種別

<建築・設備関係>

内訳書：名称及び摘要欄記載の工種

経費は項目ごとに記載すること。

③ 様式

配布した当該業務に係る仕様書に準じて、原則A4判（縦、横自由）で作成し、入札書をシステムで提出する際、システムの機能により添付を行い提出すること。ただし、要領で定める手続きにより書面参加に変更した者は、必要事項を記入し代表者印を押印した内訳書を次の事項を記載した封筒に封入し、指定した入札書受付期間に監理課へ持参のうえ提出すること。

- ・ 商号又は名称
- ・ 内訳書が在中している旨
- ・ 当該入札に係る業務の名称及び開札日

(4) 提出を求めた業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 未提出であると認められる場合

- ・ 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。
- ・ 無関係な書類である。
- ・ 他の業務の業務費内訳書である。

② 記載すべき事項が欠けている場合

- ・ 内訳の記載がない。

③ 記載すべき事項に誤りがある場合

- ・ 対象業務名に誤りがある。
- ・ 提出業者名に誤りがある。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。
- ・ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。

6 落札者の決定方法

(1) 条件付一般競争入札（事後審査型）

公告共通事項に記載の手続きによる。

(2) 通常型指名競争入札

開札の結果、落札となるべき同価格の入札した者が二人以上いるときは、これらの者のうち、電子入札システムの電子くじによるくじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

7 落札価格

落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

8 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（府中市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。以下同じ。）以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要

な場合には落札決定の通知を受けた日から5日以内に仮契約を締結し、議決後本契約を締結するものとする。（議会の議決が必要な契約は、予定価格が1億5千万円以上である。）

なお、仮契約を締結した後、本契約を締結するまでの間に府中市建設業者等指名除外要綱に規定する指名除外等の措置を受けたときは、仮契約を解除することができる。

9 設計図書等

- (1) 監理課が指定する市ホームページからダウンロード、又は指定があるときは購入することができる。

購入する場合の代金は500円とし、電子媒体（CD-R等に保存されたもの）によるものとする。

10 設計図書に対する質問及び回答

- (1) 条件付一般競争入札

入札公告に記載のとおり

- (2) 通常型指名競争入札

質問書受付期間 指名の通知を行った日から3日間

質問回答期限 入札開始日の2日前

質問書提出方法 監理課に持参又はFAXにより提出 FAX (0847)46-1535

回答方法 市ホームページで閲覧

11 予定価格

- (1) 予定価格は、事前公表とする。

① 条件付一般競争入札の場合 公告に記載のとおり

② 通常型指名競争入札の場合 指名通知書に記載のとおり

- (2) 当該業務の予定価格を上回る入札を行った場合は失格となり、指名除外の対象となる場合がある。

12 最低制限価格・調査基準価格

「最低制限価格」を設定している。

価格は、事後公表とする。

最低制限価格を設定している場合、その価格を下回る入札を行った場合は、失格とする。

13 各会計年度の支払限度額

設定していない。

14 前払金

予定価格が300万円以上の業務委託契約を対象とし、その前払額は、業務委託料の10分の3以内とする。

ただし、入札公告等で別に定めのあるものを除く。

15 部分払

業務委託料が500万円以上の業務委託契約を対象とする。

16 入札辞退等

- (1) 通常型指名競争入札において、入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出すること。

- (2) 通常型指名競争入札において、入札書受付締切予定日時までにシステムを利用して辞退届を提出しなかった電子入札者は失格とする。

17 公正な入札の確保等

- (1) 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - ④ 入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
- (2) 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合において、市の事情聴取等の結果
- ① 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。
 - ② 明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合は、談合情報対応マニュアルに基づき、入札を無効とすることがある。

18 その他

- (1) 入札にあたっては、府中市契約規則、府中市建設コンサルタント等業務執行規則、関係法令等及び設計図書等の内容を承諾のうえ入札すること。
- (2) この業務の予算措置について、議会の議決を得られなかったときは、この公告に基づく入札手続は中止し、その場合、本市は入札参加者の被った損害を賠償する責を負わない。
- (3) 提出された書面等は返却しないものとし、公正取引委員会及び警察に提出する場合があるとともに、府中市情報公開条例に基づく公開請求があった際には公開の対象となる場合がある。
- (4) 入札等に係る費用は、入札者の負担とする。
- (5) 「入札公告」と「入札条件及び注意事項」又は「仕様書共通事項」の記載に相違がある場合、「入札公告」を優先する。
- (6) 指名競争入札において、その入札が1であるときは無効とする。

〔土木コンサルタント業務委託〕

〔測量業務委託〕

〔地質調査業務委託〕

〔用地調査業務委託〕

仕様書共通事項

1 共通事項

(1) 本業務の履行は、次の仕様書に基づき実施すること。

土木コンサルタント業務	広島県制定「設計業務等共通仕様書」
測量業務	広島県制定「測量業務共通仕様書」
地質調査業務	広島県制定「地質・土質調査業務共通仕様書」
用地調査業務	広島県制定「用地調査等共通仕様書」

(2) 「設計図書」、「共通仕様書」若しくは「仕様書特記事項」の記載に相違がある場合、又は設計図書に定めのない事項については、別途調査職員と事前に協議し、その指示に従うこと。

2 履行期間の設定について

本業務の履行期間は、10日を限度として検査期間を見込んでいるので、履行期間末の10日前までに業務完了届を提出すること。

3 業務委託費内訳書及び業務工程表の提出について

- (1) 業務委託費内訳書の提出について、入札時に内訳書を提出した場合は、業務委託費内訳書の提出について免除する。ただし、低価格入札等で調査が必要な場合は、別に詳細資料の提出を求める場合がある。
- (2) 業務工程表の提出について、業務計画書を提出する場合又は調査職員の承認を受けた場合は免除とする。

4 業務計画書の提出について

業務委託料が300万円以上の業務を受注した場合は、業務着手に先立ち、契約図書に基づき作成した業務計画書を調査職員に提出すること。

5 管理技術者及び照査技術者の届出等について

管理技術者及び照査技術者を定めたときは、管理技術者及び照査技術者選任（変更）届を契約締結後14日以内に提出すること。

6 「業務実績情報」の作成について

受注者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績システム（テクリス）に基づき、受注、変更、完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後

15日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。

※ 受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

※ 途中変更時の登録が必要な場合とは、履行期間の変更、技術者の変更、業務委託料の変更があった場合とする。

7 この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めること。

業務の種類	管理技術者	照査技術者
設計業務	☐ ☐ * 資格要件は別表参照 設計業務の種類 <u>鋼構造及びコンクリート</u>	☐ ☐ * 資格要件は別表参照 設計業務の種類 <u>鋼構造及びコンクリート</u>
	☐ * 資格は問わない	☐ * 資格は問わない
測量業務	☐ * 資格要件は測量士	☐ * 資格要件は測量士
地質調査業務	☐ * 資格要件は別表参照	☐ * 資格要件は別表参照
用地調査業務	☐ * 資格要件は別表参照	☐ * 資格要件は別表参照

（注）〔 〕に○印のある技術者が必要である。

(別表)

委託業務	管理技術者及び照査技術者の資格要件				
設計業務	(1) 技術士またはシビルコンサルタントマネージャーの資格保有者				
	設計業務の種類	技術士	シビルコンサルタントマネージャー	添付書類	
	河川及び砂防	技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条に定める技術部門の内「建設部門」に該当する資格（『測量及び建設コンサルタント業者名簿』（以下『名簿』という。）の「有資格者数」の欄中「技術士（建設）」に該当する。）	設計業務の種類ごとのRCCMの資格	技術士又はRCCMの資格証の写し	
	電力土木		同上		
	道路		同上		
	鉄道		同上		
	造園		同上		
	都市計画及び地方計画		同上		
	土質及び基礎		同上		
	鋼構造及びコンクリート		同上		
	トンネル		同上		
	施工計画、施工設備及び積算		同上		
	建設環境		同上		
	地質	上記法に定める技術部門「応用理学部門」に該当する資格（『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士（地質）」に該当する。）	同上		
	上水道及び工業用水道	上記法に定める技術部門「上下水道部門」に該当する資格（『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士（上下水道）」に該当する。）	同上		
	下水道		同上		
	農業土木	上記法に定める技術部門「農業部門」に該当する資格（『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士（農業）」に該当する。）	同上		
	森林土木	上記法に定める技術部門「林業部門」に該当する資格（『名簿』の「有資格者数」の欄中「技術士（林業）」に該当する。）	同上		
	(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者（業務の種類を問わず次の要件を満たせばよい。） *実務経歴書を添付				
	① 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による大学（旧大学令による大学含む）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント等業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に２０年以上の実務経験を有する者				
	② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に２２年以上の実務経験を有する者				
	③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に２５年以上の実務経験を有する者				
測量業務	測量士であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者が管理技術者の資格要件となる。 *資格証の写しを添付				

地質調査業務	資格要件は次のいずれかに該当する者 (1) ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において、土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。以下、同じ。）、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後10年以上の地質又は土質調査及び計測に関する実務経験有する者 ② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校において、土木工学、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科を修めて卒業した後8年以上の地質又は土質調査及び計測に関する実務経験有する者 (2) 地質調査技士の資格を有する者 (3) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を「建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）」、「応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）」、「総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするもの又は応用理学一般及び地質とするものに限る。）」に合格し、登録を受けている者。
用地調査等業務	資格要件は次のいずれかに該当する者 (1) 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 *実務経歴書を添付 (2) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験を有する者 *実務経歴書を添付 (3) 主たる補償業務に関する補償業務管理士の資格を有する者（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう） *登録証の写しを添付 (4) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者） *登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済み を証する書面の写しを添付（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）

建設コンサルタント業務等の委託に係る管理技術者及び照査技術者の選任について

1 管理技術者

管理技術者は、設計業務、測量業務、地質及び土質調査業務等のいずれにも、必ず定めること。

2 照査技術者

委 託 業 務 の 種 類	運 用 内 容
設計業務	1 概略設計 2 予備設計 3 詳細設計 4 「設計チェックマニュアル」に記載の業務 5 その他、照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務
測量業務	1 公共測量作業規程及び同規程に係る運用基準により実施するもの。 ・ 基準点測量 ・ 路線測量 ・ 河川測量 ・ 地形測量 ・ 幅杭設置測量 ・ 用地測量 2 その他、照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務 3 但し、測量業務の設計金額が300万円未満のものにあつては、照査技術者は求めないものとし、管理技術者が照査業務を行うこととする。
地質及び土質調査業務	1 解析等調査業務 2 地質調査 3 その他、照査技術者を定める必要があると発注者が判断した業務
用地調査等業務	全ての業務に求める。

いずれの技術者についても、業務ごとに定める必要がある。

(例) 設計業務と測量業務をセットで発注する場合

設計業務についても、測量業務についても、それぞれ管理技術者及び照査技術者が必要である。

(但し、上記の「測量業務」3に該当する場合を除く。)

府中市大規模下水道管路補修設計業務 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下、業務という。)では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、「令和7年度 府中市大規模下水道管路特別重点調査業務」報告書に基づき、雨水管渠の修繕を適切に実施するための資料を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行されなければならない。ただし、特別な仕様については特記仕様書に定める仕様に従い施行されなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は業務の実施に当り関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受託者は業務を行うに当っては公共の安全環境の保全その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請(占用許可等に関する事務に必要な図面作成)を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

受託者は、業務の着手および完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 工程表
- (ロ) 管理技術者届
- (ハ) 職務分担表
- (ニ) 完了届
- (ホ) 納品書

府中市大規模下水道管路補修設計業務 特記仕様書

第1条（業務名称）

本業務は、「府中市大規模下水道管路補修設計業務」（以下「本業務」という。）とする。

第2条（業務目的）

本業務は、調査結果で抽出された損傷箇所について、現地での確認調査を実施し、損傷の評価を行ったうえで、断面修復工の補修設計及び数量計算等を行い、補修工事発注に必要な資料を作成することを目的とする。

第3条（業務対象）

1. 対象箇所は、発注者が別途指示する調査結果（位置図、一覧表等）に示す箇所とする。
2. 対象施設は、下水道管路とする。
3. 設計対象工種は、断面修復工を基本とし、仮設工の要否は現地条件及び発注者協議により定める。

第4条（適用基準等）

1. 受注者は、関係法令並びに発注者が指定する要領・基準・指針に基づき業務を実施すること。
2. 適用基準等の詳細（積算基準、図面・電子納品要領等）は、発注者の指示による。

第5条（履行体制）

1. 受注者は、本業務の管理技術者を定め、業務の品質・工程・安全を統括させること。
2. 再委託を行う場合は、関係規程に基づき発注者の承諾を得ること。

第6条（打合せ）

1. 打合せは、着手時、中間時、成果時を基本とし、必要に応じて追加する。
2. 受注者は、打合せごとに議事録を作成し、速やかに発注者へ提出すること。

第7条（業務実施計画）

受注者は、着手後速やかに業務実施計画書を作成し、発注者の確認を受けること。計画書には、少なくとも以下を含める。

- (1) 業務工程 (2) 実施体制 (3) 調査・設計手順

- (4) 品質管理方法 (5) 安全管理方法 (6) 関係機関調整方針
- (7) 成果物作成・提出計画

第8条（現地踏査）

1. 受注者は、対象箇所について現地踏査を行い、アクセス、作業ヤード、交通条件、危険箇所、周辺状況を確認すること。
2. 踏査結果は写真、位置図等により整理し、発注者へ報告すること。

第9条（損傷個所の確認調査）

1. 受注者は、過年度調査で指摘された損傷箇所について、位置・範囲・形態を確認し、補修設計に必要な計測を行うこと。
2. 調査記録は、写真、スケッチ、計測値、位置情報等を含む台帳として整理すること。
3. 調査にあたり、酸欠・硫化水素等の危険防止、墜落防止、交通安全対策その他必要な安全措置を講じること。道路使用・占用等が必要な場合の手続は、発注者の指示に従うこと。その他必要な安全措置については、発注者と協議の上、変更の対象とする。

第10条（損傷個所の評価）

1. 受注者は、確認調査結果に基づき、損傷の分類、ランク付け及び緊急度の判定を行うこと。
2. 補修の要否、補修範囲（延長・面積等）を設定し、その根拠を明確にすること。
3. 供用条件（流下状況、水替えの要否等）及び施工性に関する検討結果を整理すること。

第11条（断面修復工設計）

1. 受注者は、損傷評価結果及び現地条件に基づき、断面修復工の設計を行うこと。
2. 設計には、下地処理、断面修復材、施工方法、施工範囲・厚さ、止水・防食等の必要事項を含めること。
3. 施工条件として、仮設、安全対策、交通処理、汚水処理・水替え等を考慮し、必要な付帯工を整理すること。
4. 設計図面は、一般図、標準図、詳細図を基本とし、必要に応じて縦断図、断面図等を作成すること。

第12条（数量計算）

1. 受注者は、設計内容に基づき数量計算を行い、拾い表及び数量根拠資料を作成す

ること。

2. 数量は、補修工、仮設工等を区分して算出し、算出根拠を明確にすること。

第13条（照査）

1. 受注者は、設計及び数量計算について照査を行い、整合性、誤り、漏れがないことを確認すること。
2. 照査方法及び記録の提出要否は、発注者の指示による。

第14条（報告書作成）

受注者は、業務成果を報告書として取りまとめ、発注者へ提出すること。報告書には少なくとも以下を含める。

- (1) 業務概要
- (2) 現地踏査結果
- (3) 損傷確認調査結果（台帳含む）
- (4) 損傷評価結果（補修要否・範囲・根拠）
- (5) 断面修復工設計（設計条件、図面、仕様）
- (6) 数量計算書及び根拠資料
- (7) 照査結果（提出を求められた場合）

第15条（成果物の提出）

1. 成果物の部数、提出形式（紙・電子）、ファイル形式及び電子納品要領は、発注者の指示による。
2. 成果物の内容に修正が必要な場合、受注者は発注者の指示に従い速やかに対応すること。

第16条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者・受注者協議のうえ決定する。

令和 8 年度

府中市大規模下水道管路補修設計業務

業 務 価 格

消 費 税 相 当 額

業 務 費 計

府中市 府川町 外

業 務 概 要

損傷箇所調査 N=29箇所

断面修復工設計 N=148箇所

総括情報表

頁0 -0001

変更回数 適用単価地区 単価適用日	0 72 府中市 00-08.07.01(0)		凡例 Co … コンクリート As … アスファルト DT … ダンプトラック BH … バックホウ CC … クローラクレーン TC … トラッククレーン RTC… ラフテレーンクレーン
諸経費体系	2 委託		
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として，労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額，労務管理費，安全訓練等に要する費用等）が必要であり，本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

地質調査業務費 内訳表

頁0 -0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
地質調査業務費					X2000
一般調査					Y2B01 レベル1
直接調査費	1	式			Y2B0101 レベル2
橋梁詳細調査（橋梁補修設計）	1	式			Y3999 レベル3
電磁波レーダー法	1	式			Y4999 レベル4
電磁波レーダー法	29	箇所			F00001 00
コア採取（φ50×100～150mm程度）	1	式			Y4999 レベル4
コア採取	29	本			F00002 00
中性化試験（JIS A 1152） コア側面又はコ	1	式			Y4999 レベル4

地質調査業務費 内訳表

頁0 -0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
中性化試験					F00003 00
	29	検体			
圧縮強度試験（φ50mm）					Y4999 レベル4
	1	式			
圧縮強度試験					F00004 00
	29	検体			
* * 直接調査費 * *					
* * 純調査費 * *					
諸経費					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
* * 業務価格 * *					
消費税等相当額					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
* * 地質調査業務費 * *					

設計業務費 内訳表

頁0 -0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計業務費					X3000
設計業務等標準歩掛					Y2C02 レベル1
	1	式			
雨水管渠詳細設計					Y2999 レベル2
	1	式			
補修設計					Y2C020101 レベル3
	1	式			
打合せ等					Y2C02010101 レベル4
	1	式			
業務着手時					V000001100 00
	1	回			単第0 -0001 表
中間打合せ					V000001200 00
	1	回			単第0 -0002 表
成果品納入時					V000001300 00
	1	回			単第0 -0003 表
設計計画					Y4999 レベル4
	1	式			

設計業務費 内訳表

頁0 -0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
設計計画					V000000100 00
	1	業務			単第0 -0004 表
現地踏査					Y4999 レベル4
	1	式			
現地踏査					V000000200 00
	1	業務			単第0 -0005 表
損傷箇所の確認調査					Y4999 レベル4
	1	式			
形状寸法測定					V000000300 00
	148	箇所			単第0 -0006 表
データ整理・損傷図作成					V000000400 00
	148	箇所			単第0 -0007 表
損傷箇所の評価					Y4999 レベル4
	1	式			
対策工法の検討					V000000500 00
	1	式			単第0 -0008 表
試験結果とりまとめ					V000000600 00
	1	式			単第0 -0009 表

設計業務費 内訳表

頁0 -0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
断面修復工設計 管の破損及び侵入水箇所	1	式			Y4999 レベル4
設計図作成	148	箇所			V000000700 00 単第0 -0010 表
数量計算	1	式			Y4999 レベル4
数量計算	148	箇所			V000000800 00 単第0 -0011 表
照査	1	式			Y4999 レベル4
照査	1	式			V000000900 00 単第0 -0012 表
報告書作成	1	式			Y4999 レベル4
報告書作成	1	式			V000001000 00 単第0 -0013 表
* * 直接人件費 * *					

設計業務費 内訳表

頁0 -0007

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
直接経費					Z0001
旅費交通費					YZZ0101 レベル2
	1	式			
旅費交通費					YZZ010101 レベル3
	1	式			
旅費交通費					YZZ01010101 レベル4
	1	式			
旅費交通費（設計）					S2Z0101X3 00
	1	式			単第0 -0014 表
電子成果品作成費					YZZ0102 レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ010201 レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					YZZ01020101 レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(設計) 概略設計，予備設計及び詳細設計					S2Z0102X3 00
	1	式			単第0 -0015 表

設計業務費 内訳表

頁0 -0008

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費					YZZ0106 レベル2
	1	式			
安全費					YZZ010601 レベル3
	1	式			
安全費					YZZ01060101 レベル4
	1	式			
交通誘導警備員B					R0369 00
	29	人			
* * 直接原価 * *					
その他原価					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					
* * 間接原価 * *					
* * 業務原価 * *					
一般管理費等					
計算情報.....					
対象額.....					
率.....					

設計業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
* * 業務価格 * *					
消費税等相当額 計算情報..... 対象額..... 率.....					
* * 業務委託料 * *					
業務価格計					
消費税相当額計 計算情報..... 対象額..... 率.....					
業務費計					

施工単価表

頁0 -0010

業務着手時

V000001100

單第0 -0001 表

回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0011

中間打合せ

V000001200

單第0 -0002 表

回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0012

成果品納入時

V000001300

單第0 -0003 表

回 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0013

設計計画

V000000100

單第0 -0004 表

業務 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0014

現地踏査

V000000200

單第0 -0005 表

業務 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0015

形状寸法測定

V000000300

單第0 -0006 表

100

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0016

データ整理・損傷図作成

V000000400

單第0 -0007 表

100

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0017

対策工法の検討

V000000500

單第0 -0008 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0018

試験結果とりまとめ

V000000600

單第0 -0009 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0019

設計図作成

V000000700

單第0 -0010 表

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0020

数量計算

V000000800

單第0 -0011 表

箇所 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0021

照查

V000000900

單第0 -0012 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

報告書作成

V000001000

單第0 -0013 表

頁0 -0022

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0023

旅費交通費（設計）

S2Z0101X3

單第0 -0014 表

式 当り

[illegible]

施工単価表

頁0 -0024

電子成果品作成費(設計)
概略設計，予備設計及び詳細設計

S2Z0102X3

單第0 -0015 表

式 当り

[illegible]

設計対象箇所

整理 番号	路線番号	人孔番号		人孔間 延長 (m)	管径 (mm)	管種	管本数	管の破損		浸入水		計	緊急度 判定
		上流 人孔	下流 人孔					a	b	a	b		
1	府中1号雨水幹線	No.1	No.2	112.85	□2500x1300	ボックスカルバート	10	14			1	15	I
2	府中1号雨水幹線	No.2	No.3	93.5	□2500x1300	ボックスカルバート	5	5				5	I
3	府中1号雨水幹線	No.4	No.5	167.53	□2500x1300	ボックスカルバート	6	1				1	I
4	府中1号雨水幹線	No.5	No.6	157.9	□2500x1300	ボックスカルバート	7	3				3	I
5	府中1号雨水幹線	No.6	No.7	167.14	□2500x1300	ボックスカルバート	6	6				6	I
6	元町雨水幹線	No.10	No.9	40.65	□2700x1350	ボックスカルバート	40			1	10	11	Ⅱ
7	元町雨水幹線	No.9	No.8	63.66	□2700x1350	ボックスカルバート	60			1	8	9	Ⅱ
8	元町雨水幹線	No.8	No.7	42.41	□2700x1350	ボックスカルバート	46	1		1	2	4	I
9	元町雨水幹線	No.7	No.6	48.34	□2700x1350	ボックスカルバート	48				4	4	Ⅱ
10	元町雨水幹線	No.6	No.5	49	□2700x1350	ボックスカルバート	49			1	2	3	Ⅱ
11	元町雨水幹線	No.5	No.4	49.8	□2700x1350	ボックスカルバート	50				6	6	Ⅱ
12	元町雨水幹線	No.4	No.4-1	35	□2800x1400	ボックスカルバート	10	2			2	4	I
13	元町雨水幹線	No.4-1	No.3	57.65	□2300x1700	ボックスカルバート	39			4	5	9	Ⅱ
14	元町雨水幹線	No.3	No.2	69.9	□2300x1700	ボックスカルバート	49				4	4	Ⅱ
15	中須第二1号雨水幹線	No.1	No.2	32.8	□2100x1800	ボックスカルバート	36				7	7	Ⅱ
16	中須第二1号雨水幹線	No.2	No.3	49	□2200x1800	ボックスカルバート	49	1			7	8	I
17	中須第二1号雨水幹線	No.3	No.4	49.65	□2200x1800	ボックスカルバート	50			1	10	11	Ⅱ
18	中須第二1号雨水幹線	No.4	No.5	48	□2200x1800	ボックスカルバート	48				3	3	Ⅱ
19	中須第二1号雨水幹線	No.5	No.6	51.5	□2200x1800	ボックスカルバート	52				1	1	Ⅱ
20	中須第二1号雨水幹線	No.9	No.10	40	□2300x1800	ボックスカルバート	40	2				2	I
21	中須第二1号雨水幹線	No.10	No.11	58.7	□2300x1800	ボックスカルバート	59	6				6	I
22	中須第二1号雨水幹線	No.11	No.12	49.5	□2400x1800	ボックスカルバート	49	1	1			2	I
23	中須第二1号雨水幹線	No.12	No.13	50.98	□2400x1800	ボックスカルバート	50	1				1	I
24	中須第二1号雨水幹線	No.13	No.14	49.07	□2800x2000	ボックスカルバート	49	2	1			3	I
25	中須第二1号雨水幹線	No.15	No.16	71.3	□2800x2000	ボックスカルバート	19	8				8	I
26	中須第二1号雨水幹線	No.16	No.17	24.96	□2800x2000	ボックスカルバート	4	4				4	I
27	中須第二1号雨水幹線	No.17	No.18	31.96	□2800x2000	ボックスカルバート	19	1				1	I
28	中須第二1号雨水幹線	No.20	No.21	96.53	□3500x2000	ボックスカルバート	63			4		4	Ⅱ
29	中須第二1号雨水幹線	No.1'	No.2'	208.47	□2000x1800	ボックスカルバート	210				3	3	Ⅱ
合計				2,067.75			1,222	58	2	13	75	148	